

令和6年9月26日
財 務 省

国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果について

国家公務員等の旅費に関する法律施行令案について、令和6年7月29日から同年8月27日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して40件の御意見を頂きましたので、お寄せいただいた御意見を適宜要約、集約及び整理した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめました。なお、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

なお、本件につきましては、パブリック・コメントに付した案に所要の技術的な修正を行った上で制定することとしましたので、お知らせいたします。

問合せ先
財務省主計局給与共済課給与第5係
電話：03-3581-4111（内線 6368）

No.	該当条文等	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第2条	旅行役務提供者の要件の中にクレジットカード会社とあるが、これは職員が個人で所有するクレジットカードを使用した場合に、国が直接クレジットカード会社にお支払いをするということか。	<p>改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第8号において、旅行役務提供者は、「国と旅行役務提供契約（中略）を締結したもの」としており、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条は法の委任に基づき、旅行役務提供者に該当しうる者を定めております。</p> <p>このため、令第2条第1項第9号で定める登録包括信用購入あっせん業者（いわゆるクレジットカード会社）についても、国と直接契約した者であり、職員が個人で契約しているクレジットカード会社は含まれません。</p>
2	第5条	国内の鉄道賃の特急料金について、エクスプレス予約などのインターネット上での割引サービスを利用した場合の取扱い（紙のきっぷを定価で購入した場合との違い）について明確に示していただきたい。	割引サービス利用の有無に関わらず、鉄道賃の支給額は、令第21条第1項の規定のとおり法第6条及び令第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額となります。
3	第5条 第7条	鉄道賃における特急料金や航空賃における座席指定料金について、どのような基準で認められるのか。	<p>令第5条第1項柱書及び令第7条第1項柱書で「公務のため特に必要とするものに限る」と規定しており、個々の旅行の実情等に応じて、旅行命令権者が判断することとなります。</p> <p>なお、改正前の法において、鉄道賃の急行料金等には距離区分による制限を設けておりましたが、その利用の必要性は距離により一律に判断するのではなく個々の旅行の実情等に応じて判断すれば足りることから、距離区分は廃止しております。</p>
4	第5条 第6条 第7条 第8条	交通費や宿泊料の支払いの際に要するクレジットカード手数料は、旅費として支給可能なのか。	令第5条第1項第6号、令第6条第1項第5号、令第7条第1項第3号、令第8条第4号又は令第9条に該当する場合は、旅費として支給可能となります。

	第9条		
5	第6条	はしけ賃及び棧橋賃は船賃の対象外となり、職員自身が負担することになるのか。	令第6条第1項第5号に該当する場合には、船賃として支給可能となります。
6	第7条	航空賃において、「前二号に掲げる費用に付随する費用」とは、具体的に何を指すのか。	例えば、運賃と併せて請求される空港施設利用料や手荷物料金等を想定しております。
7	第8条	タクシー、レンタカー、自家用自動車又は公用車等を利用した場合、旅費の取扱いはどうなるのか。	<p>タクシーを利用する移動に要する費用は令第8条第2号に、レンタカー又は自家用自動車、公用車等を利用する移動に要する費用は第3号に、このほか第1号から第3号の費用に付随する費用として第4号にそれぞれ該当する場合は、その他の交通費として支給可能となります。なお、当該移動に要する費用の算定方法については、個々の旅行ごとに実情が異なることから、一律に規定することは考えておらず、各府省等で個別に判断することを想定しております。</p> <p>また、その他の交通費を含む旅費の請求に係る添付資料については、改正後の法第7条第7項に基づき財務省令で規定することとしております。</p>
8	第9条	宿泊費基準額の意義はどのようなものか。また、その水準はどのようなものか。	<p>宿泊費基準額は、宿泊費の支給におけるいわゆる上限額となります。令第21条第2項の規定により、原則、宿泊費基準額と旅行者が現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を宿泊費として支給することとなります。</p> <p>また、宿泊費基準額については、財務省令で定めることとしておりますが、ホテル等の宿泊施設の実勢価格を調査し、その結果を踏まえ、適切な水準に設定することを検討しております。</p>
9	第10条	包括宿泊費を新設した理由はどのようなものか。	包括宿泊費は、近年の経済社会情勢の変化を踏まえ、いわゆるパック旅行商品に係る旅費を支給するため、新たな旅費種目

			として規定しております。
10	第10条 第11条	包括宿泊費に該当する費用に夕朝食代が含まれる場合の取扱いはどうなるのか。	包括宿泊費に該当する費用に夕朝食代に要する費用が含まれており、宿泊に要する費用と夕朝食代に要する費用が明確に区分することができない場合は、二重支給を防止する観点から、宿泊手当を減額する取扱いを検討しております。
11	第11条	「昼食代を含む諸雑費」は日帰りの出張であっても必要となるため、宿泊の有無を問わず、宿泊手当を支給すべきではないか。また、宿泊手当の定額の水準はどのようになるのか。	今般の改正において、昼食代は、通常の勤務時でも必要であり、掛かり増し費用が掛からないことから、「昼食代を含む諸雑費」は旅費として支給しないこととしております。 また、宿泊手当の定額については、財務省令で定めることとしておりますが、民間の支給実態等を調査し、その結果を踏まえて、適切な水準に設定することを検討しております。
12	第12条	転居費の算定方法については、どのようになるのか。	令第12条の規定に基づき、財務省令で規定することとしております。
13	第15条	支度料が渡航雑費に統合されたが、これまで支度料として支給していた費用は、渡航雑費に含まれることとなるのか。	支度料として支給していた費用については、令第15条の規定に基づき、財務省令で規定することを検討しております。
14	その他	今般の旅費法改正は、地方自治体や民間企業等の旅費制度に大きな影響を与える制度改正であり、また、財源が税金で賄われているところ、公金の支出を明瞭にする観点からも、制度全般について広く国民に周知すべき。	国家公務員の旅費制度に係る法令等については既に財務省ホームページ等で広く周知しているところではありますが、頂いたご意見を踏まえ、引き続き制度の周知徹底を図ってまいります。
15	その他	出張の前後に私事旅行を行う場合の取扱いはどうなるのか。	いわゆる私事旅行の取扱いについては、財務省令で規定することを検討しております。
16	その他	今回廃止された食卓料について、今後の取扱いはどうなるのか。	現行法においては、宿泊料定額に夕朝食代が含まれていることから、水路旅行及び航空旅行中の宿泊についても夕朝食代相当額として別途食卓料を支給しておりますが、今般の法改正に

(別紙)

			<p>において、宿泊費が実費支給となることに伴い原則として夕朝食代を含まない宿泊に要する費用のみが対象となったことから、水路旅行及び航空旅行中の宿泊についても夕朝食代相当額（食卓料）は旅費として支給しないこととしております。</p> <p>なお、上記とは別に、宿泊手当として宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）を新たに支給することとしており、移動中に宿泊した場合の取扱いについては財務省令で規定することを検討しております。</p>
--	--	--	--